

意見書

この定例会では、次の意見書案を可決し、内閣総理大臣ほかに送付しました。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年制定の「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、3次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げてきたところであり、本市においても、合併前から黒保根町が過疎地域に指定され、合併後も地域住民の生活環境の整備や市内外からの定住促進などを図っているところである。

しかしながら、全国的な人口減少と高齢化は、特に過疎地域において顕著であり、農林業をはじめとする地場産業の衰退とそれに伴う人的資源の流出、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進むなかで、地域コミュニティの機能も低下するなど、過疎地域は深刻な状況に直面している。

一方、過疎地域は、豊かな自然や地域特有の歴史・文化を有する地域であり、また、国土保全や水源の涵養、食料の供給など多面的かつ公益的に重要な機能を担っており、こうした機能を維持していくことは都市も含め国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き国で特別な支援を行っていく必要がある。

よって、国においては、過疎地域の重要性を再認識し、平成22年3月末をもって失効する現行の特別措置法のこれまでの成果と課題を十分に検証し、抜本的な対策を盛り込んだ新たな法律を制定するとともに、その制定に当たっては地域の実情に即した総合的な過疎対策を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

- 提出先
- 衆議院議長
 - 参議院議長
 - 内閣総理大臣
 - 総務大臣
 - 財務大臣
 - 農林水産大臣
 - 国土交通大臣

お知らせ

◆次回定例会の開催予定は

9月2日(水)です。

市議会だよりは、紙面の都合で発言の一部(要旨)を掲載しています。詳しくは、図書館で会議録をご覧ください。平成21年第2回定例会の会議録は、9月上旬からご覧になれます。なお、会議録は桐生市ホームページでもご覧いただけます。

平成二十一年第二回臨時会が、五月二十五日に招集され、一日の会期で開催されました。

この臨時会では職員給与や議員報酬における期末手当等の引下げに係わる条例改正案や補正予算案など議案十二件の審議を行い、それぞれ原案のとおり可決しました。

第二回臨時会を
五月二十五日に
開催しました。



(市議会議事堂)

再生紙を使用しています。